７　高松市立植田小学校いじめ防止基本方針

令和２年４月１日改訂
高松市立植田小学校

いじめ防止対策推進法第１３条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

１　いじめの定義といじめに対する基本認識

（１）　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。このように、いじめの定義には、①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童であること、②A と B の間に一定の人間関係が存在すること、③A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと、④当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていることの４つの要素が含まれている。（いじめ防止対策推進法第２条より）

（２）　いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという認識を持ち、以下のポイントを全教職員で共有し、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等に取り組む。

① いじめの早期発見は、いじめへの早期対応の前提で有り、児童の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。

② いじめは「どの子にも、どの学校にも起こりうるもの」であるという認識を持つこと。

③ 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解決したいじめ事案についても遺漏なく認知件数に計上すること。

④ 対人関係を捉えた事例の中に、いじめと認知するものがあった可能性を踏まえ、慎重に確認すること。

⑤ 暴力行為で報告する事案でも、いじめと認知すべきものがある場合は、いじめでも報告する。

⑥ 暴力行為で報告された中に「日頃からからかわれていた児童が、からかいに耐えられなくなって暴力行為に及んだ」という事案も加害者によるいじめを検討する必要がある。

２　いじめ防止等の対策のための組織

（１）　職員会議での早期発見

月１回全教職員で気になる児童についての情報交換を行い、提供された情報を各自の経験やイメージに照らし合わせて、生徒指導上の共通理解を図るとともに、いじめが発生したと考えられる場合は、いじめ防止対策組織に乗っ取り、速やかに対応する。

（２）　生徒指導・いじめ防止委員会での早期対応

突発的な生徒指導上の問題やいじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、

教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによって生徒指導・いじめ防止委員会を設置し、適切な対応を行う。

３　いじめの未然防止のための取組

（１）　いじめを生まない風土のある学級づくり

児童の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童が安心でき、自己有用感を感じられるなかまづくりに努め、いじめを生まない学級づくりに努める。

（２）　分かる授業、自己有用感を感じられる授業

分かる授業、児童が主体的に参加・活躍できる授業づくりに努めるとともに、個々の能力や特性を発揮しつつ、基礎的・基本的な内容の確実な定着が図れるよう努める。達成感や成就感があり、自己有用感を感じられる授業づくりに努める。

（３）　道徳教育の充実

教育活動全体を通した道徳指導の充実を図り、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うとともに、児童がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。

①　「個性の伸長」「よりよい学校生活」「礼儀」等の価値内容を重点的に扱う道徳学習の計画を立て、確実な実践を行う。

②　毎月の「道徳の日」の年間計画を立て、家庭と連携した取り組みを進めるとともに、道徳ノートの活用・充実を図り、児童一人ひとりが心の成長を感じ取れるようにする。

③　なかよし集会や「強めよう絆月間」等の機会を捉え、道徳教育の一層の充実を図り、児童がいじめ問題を自分のこととして考え、主体的にいじめ防止のために取り組もうとする実践意欲や態度を養う。

（４）　よりよい人間関係の構築

児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるように、よりよい人間関係を構築していくことができるように努める。児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

①　毎月３日から９日を「ありがとう週間」として定め、友達や家族、地域の人への感謝の気持ちをカードに書き、「植田っ子の木」に掲示するなどして紹介する。

②　朝の活動の時間を活用し、ソーシャルスキルを実施する。

③　縦割り班活動（なかよしグループ活動）の充実を図り、リーダーを中心にいろいろな遊びや活動を行うことで互いに認め合い、助け合う心の育成を図る。

（５）　体験活動の充実

生活科や総合的な学習の時間を中心に、校区の自然や地域の方々とふれ合うことを通して、郷土を愛する気持ちや感謝の気持ちなどの豊かな心を育むとともに、コミュニケーション能力を育てる。

（６）　インターネット等に関する指導・啓発

インターネット（スマートホン等）を通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、適切な利用の仕方についても指導を行う。

（７）　保護者や地域への働きかけ

いじめ防止に向けて、ＰＴＡや地域の方と連携しながら、いじめ防止の取り組みを推進する。

４　いじめの早期発見のための取組

（１）　児童理解

日頃から児童を見守り、児童に寄り添い、児童理解を深めることで、お互いの信頼関係を構築し、児童の示す変化を見逃さないようにする。

（２）　情報の共有化

毎月の職員会議などでの教職員相互の積極的な情報交換により、情報の共有化を図る。

（３）　情報収集

日記や連絡帳を活用するなどして、家庭や地域との協力・連携を推進し、情報収集に努める。

（４）　アンケート調査

学校生活アンケートを年２回実施し、個々の生活の様子や学校生活の満足度、いじめの有無等を把握する。

（５）　個別面談の実施

学校生活アンケートを実施し、また、長期休業日明けには、児童一人ひとりと個別の面談を行い、個々の様子について把握する。

（６）　いじめ防止に関する研修

いじめ防止に関する教職員の研修を行い、日々の観察の仕方など、教職員の資質の向上に努める。

５　いじめに対する早期対応

（１）　教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、または、いじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに生徒指導主事、管理職に報告する。

（２）　校長は、速やかに生徒指導・いじめ防止委員会を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。

（３）　いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、生徒指導・いじめ防止委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行うとともに、校長は、その結果を高松市教育委員会へ報告する。

（４）　校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童等が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。

（５）　PTA、法務局、警察、学識経験者、その他の機関等、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図る。

６　いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも３ヶ月を目安にする）」「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも２つの条件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、職員は、被害児童及び加害児童については、日常的に深く観察するよう努める。

７　重大事態への対応

（１）　いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、緊急地域連携推進委員会を招集し、警察署と連携して対処をするとともに、速やかに高松市教育委員会に報告を行う。緊急地域連携推進委員会のメンバーは以下の通りである。

　校長、教頭、生徒指導主事、植田校区コミュニティ協議会会長、植田校区青少年健全育成連絡協議会会長、西植田地区民生委員児童委員協議会会長、主任児童委員、ＰＴＡ会長、植田校区子ども会育成連絡協議会会長、ＰＴＡ生活指導部長、植田駐在所職員

（２）　重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、生徒指導・いじめ防止委員会を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

　また、調査結果を高松市教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

８　教職員の指導力の向上

　いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解ができるよう努める。

　また、県・市教育委員会作成等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上に努める。

９　その他

　この基本方針は実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。